



ブルーインパルスが 尾道水道上空で描いたハートマークを
世界に向けて発信し 平和を祈るものです。
来年は 五輪マークを期待します。

大洋船具(株) 川辺 和洋

■第8回通常総会	P2	■社長に聞く	P10
■平成30年度表彰	P2～P3	■新役員での署長訪問	P11
■令和元年度役員紹介	P3	■女性部会 8月例会	P11
■新署長着任あいさつ	P4	■青年部会 財政教育活動	P11
■新署長への表敬訪問	P4	■支部だより	P12
■第14回「法人会全国女性フォーラム」富山大会	P5	■行事予定	P13
■長久元署長講演会	P5	■因島支部総会	P13
■税のコーナー	P6～P9	■編集後記	P13

公益社団法人尾道法人会 第8回 通常総会



通常総会を5月22日(水)に尾道国際ホテルにおいて、120名を超えるご来賓と会員で盛大に開催しました。冒頭、手塚会長から、『今回の総会で会長を退任しますが、24歳の時に「久保支部の支部長をせよ」と言われ、何をすればよいのか解らないまま「皆が喜ぶことをしろ」と、今思うと法人会と全く関係のないことを年2回開催しておりました。これが思いの外評価が高く、研修委員長に抜擢されました。それから30年が経ち11年前、本来であれば丸善製薬の日暮さんが会長をなさるところ、体調を崩されたということで私にお鉢が廻つてきまして今日になったわけです。皆さんのおかげで楽しく充実した会長を務めさせていただきました。感謝申し上げます。』と挨拶があり、続いて議事に移り、平成30年度の決算報告が満場一致で承認され、新理事6名を含む理事41名と監事2名の役員選任案が承認され、平成30年度事業報告、平成31年度事業計画・収支予算が報告されました。

総会終了後、各種表彰に移り、法人会活動に対して顕著な功績をあげられた会員、支部に対して手塚会長より表彰状と記念品が授与されました。今年は、役員改選の年でもあり、永きにわたり当会の運営にご尽力

貸借対照表

平成31年3月31日現在

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	7,509,208	6,310,013	1,199,195
新当金	182,000	167,800	14,200
流動資産合計	7,691,208	6,477,813	1,213,395
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	877,800	727,320	150,480
特定資産合計	877,800	727,320	150,480
(3) その他固定資産			
電話加入権	172,790	172,790	0
その他の固定資産合計	172,790	172,790	0
固定資産合計	11,050,590	10,900,110	150,480
資産合計	18,742,398	17,377,923	1,364,475
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	268,896	375,331	△ 106,435
預り金	426,199	155,887	270,312
短期借入金	100,000	0	100,000
未払法人税等	21,000	21,000	0
流動負債合計	816,095	552,218	263,877
2. 固定負債			
退職給付引当金	877,800	727,320	150,480
固定負債合計	877,800	727,320	150,480
負債合計	1,693,895	1,279,538	414,357
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
(2) その他一般正味財産	17,048,503	16,098,385	950,118
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
一般正味財産合計	17,048,503	16,098,385	950,118
正味財産合計	17,048,503	16,098,385	950,118
負債及び正味財産合計	18,742,398	17,377,923	1,364,475

いただいた、退任される8名の方々に感謝状が贈られました。

来賓挨拶に移り、松浦尾道税務署長より納税への協力、租税教育活動などの協力に対し感謝が述べられ総会を閉会しました。

閉会後、新たに選任された理事により第2回理事会が開催され、高橋宏明新会長をはじめ各副会長・常任理事の互選が行われました。

高橋新会長より、『1600社の会員企業の皆さん、理事役員の皆さんとしっかり活動し、地域にも貢献が出来、そして法人会の理念でもあります良き経営者を目指す者の団体として頑張っていきたい。』と就任の挨拶をされました。

総会終了後には、平谷尾道市長の祝辞、今岡尾道商工会議所副会頭の乾杯のご発声で会員の交流を深めました。

全法連功労者表彰



常任理事
田邊 良造
アンデックス(株)



副会長
岡本 紘一
(協)せとだサンプラザ

広島県連会長表彰

中支部副支部長
藤原 唯恭
(有)藤原茶舗(有)

常任理事
坂上 栄樹
(有)坂上建設

理事
円福寺雅之
(株)円福寺

尾道法人会会長表彰

常任理事
村上 泰史
(有)ファインテック

理事
橋本 祐司
内海エンジニアリング(株)

平成30年度 表彰

法人会の運営と発展に多大な貢献をされた方々に、表彰状が贈られました。
(敬称略)

役員紹介

役職名	氏 名	法人名
特別顧問	手塚 弘三	(株)啓文社
会 長	高橋 宏明	山陽工業(株)
副 会 長	鍛冶川孝雄	(有)朝日屋
〃	金山 幸平	(株)松愛堂
〃	橋本 祐司	内海エンジニアリング(株)
〃	玉浦 洋明	(株)玉浦商栄社
常任理事	三宅 宏	(株)フレッシュ
〃	亀田 茂登	カメダライン(株)
〃	安保 雅文	(株)安保商店
〃	松下 雅人	(株)リビズ藤井
〃	杵谷 正樹	(株)純正食品マルシマ
〃	吉田 大造	製鐵原料(株)
〃	村上 泰史	(有)ファインテック
〃	高山 裕行	(株)タカヤマ
〃	兼田 敏郎	(有)ラ・ココット
〃	中田 喜直	(有)ナカタ
〃	坂上 栄樹	(有)坂上建設
〃(青年部会)	鍛冶川立章	(有)朝日屋
〃(女性部会)	上野 幸子	(有)創和
理 事	阿形 淳一	日工(株)
〃	山本 修	(株)山石
〃	青木 透	青木プロパン(株)

役職名	氏 名	法人名
理 事	宇根本 茂	(有)大丸日本料理場
〃	黒瀬 真利	(株)黒瀬建設
〃	土山八重子	(農)あかとんぼ
〃	中川 淳	中川電業(株)
〃	長澤 宏昭	瀬戸田燃料(株)
〃	宮地 宏明	宮地ナショナル(株)
〃	村上 威	村上溶材(株)
〃	山田 力正	山田硝子(株)
〃	今岡 久子	今岡製菓(株)
〃	円福寺雅之	(株)円福寺
〃	半田 洋行	(有)オーエ食品
〃	寺本 吉孝	(株)寺本鐵工所
〃	塚本美砂子	大雄産業(株)
〃	前田 佳宏	東亜工業(株)
〃	奥本 浩之	(株)オクモト
〃	砂田 佳月	(有)砂田食品
〃	高橋 武也	(有)タカハシ自動車サービス
〃	藤原 唯恭	藤原茶舗(有)
〃	溝口 義揮	宇治園製茶(株)
〃	矢崎 宏明	矢崎建設(株)
監 事	池田 達美	(株)鉄道広告
〃	今岡 寛信	今岡製菓(株)

☆…新任

地 区 名	重井地区	支 部 名	向島支部	表 彰(4社)	坂上栄樹 村上泰史	表 彰(4社)	向東地区	表 彰(4社)	世羅地区	青年部会長	前田 佳宏	因島支部支部長	兼田 敏郎	厚生事業表彰	監 事	村井 弘明	監 事	西山 忠夫	理 事	元廣 清志	理 事	井元 勝恵	常 任 理 事	田邊 良造	副 会 長	岡本 紘一	副 会 長	新川 征彦	会 長	手塚 弘三	尾道法人会会長感謝状	青年部会副部会長	宮田 隆彦	女性部会広報副委員長	山田 清美
			世羅郡支部								東亜工業(株)		(有)ラ・ココット		因島汽船(株)		(株)西山旅館		(有)元廣建築設計事務所		丸善製菓(株)		アンデックス(株)		(協)せとだサンブラザ		税理士法人新川会計事務所		(株)啓文社				(株)風呂迫建設		(有)ユニリス

尾道税務署 新署長着任あいさつ



尾道税務署
署長 加藤 正志 氏
かとう まさし

本年7月の定期人事異動で、第74代尾道税務署長を拝命いたしました加藤でございます。松浦前署長同様よろしくお願い申し上げます。

私は尾道税務署の勤務は初めてですが、今年は、尾道開港850年、しまなみ海道開通20年という節目であり、また、令和となった記念すべき年に、歴史があり風光明媚なこの尾道に勤務できますことを大変光栄でうれしく思っております。

着任に当たり、公益社団法人尾道法人会の皆様にご挨拶を申し上げます。

はじめに、昨年7月の豪雨災害により、亡くなられた方々とご遺族に対し、哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

尾道署管内には、まだ、多くの災害の爪痕が見受けられ、被災された方々の生活の再建や復興には多くの時間が必要と思われます。

引き続き、被災者の実情に応じた丁寧かつ適切な対応に努めてまいります。

貴法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを本紙上をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

ご承知のとおり、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」です。

そのため、納税者の適正申告に役立つ情報提供やICTを活用した利便性の高い納税環境の整備など納税者サービスに努めるとともに、悪質な納税者には厳正な姿勢で望むなど、適正公平な課税徴収を行うことが基本であると考えています。

また、税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化やICT化が急速に進むなど、大きく変化しています。これらの変化に的確に対応し、国税庁の使命を果たすことができるよう、私どもとしましては、大局観を持ち、前例にとられない柔軟な発想力、思考力を持つて新たなことにチャレンジしつつ、業務の改革を着実に進めていくことが重要であると考えています。

更に本年10月の消費税率の引き上げと同時に実施される軽減税率制度は、取扱商品の適用税率の確認や区分経理など、多くの事業者の方に関係があるものです。

制度実施前においては、事業者の方々に事前準備を促す幅広い広報、周知を実施するとともに、制度実施後も、初回申告を見据えた指導や丁寧な相談対応など、制度定着に向けたきめ細かい対応を行ってまいりますので、法人会の皆様も説明会の参加等、ご協力をお願いいたします。

このほか、平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、一定の法人が行う法人税等の申告は、e-Taxにより提出することが義務化され、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されますので対応をお願いいたします。

公益社団法人尾道法人会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして、さまざまな活動を通じ、納税意識の向上と企業及び社会の健全な発展に貢献されておられます。

特に、租税教育活動における「租税教室」、納税意識高揚事業における「絵はがきコンクール」などの積極的な活動に対しまして、改めて深く敬意を表する次第です。

私どもが課せられた使命を果たすためには、引き続き、税務行政の良き理解者として、貴会会員の皆様のお力添えが必要不可欠であり、今後とも税務行政の円滑な運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに当たり、公益社団法人尾道法人会の益々のご発展と、会員各社のご繁栄並びに会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

新署長への表敬訪問

7月26日(金)、7月の人事異動で尾道税務署に着任された加藤正志署長を高橋会長、鍛冶川、橋本両副会長、鍛冶川青年部会長、上野女性部会長で表敬訪問を行いました。

会長より「尾道法人会は各支部、青年部会、女性部会と活発に活動していますので多くの機会を見て会員と接し地域を觀て頂きたい。」と話があり、署長より「活発に活動されていると聞いていますので楽しみです。」と受けられ、また直前にある住吉花火大会やブルーインパールの来尾の話で盛り上がり、終始和やかに終えることが出来ました。



第14回「法人会全国女性フォーラム」 富山大会

第14回法人会全国女性フォーラム富山大会が「煌めく女性の輪〜富山から未来へ〜」のテーマのもと4月25日(木)、富山産業展示館にて開催されました。本会からは上野部会長はじめ7名で参加してまいりました。

式典前の記念講演では、俳優で映画監督の奥田瑛二氏による「わが映画人來」と題してトークショー形式で行われ「女性のパワーが世の中を造り上げる」と女性の活躍に期待を述べられました。

会場内入り口には「税に関する絵はがきコンクール」の全法連女連協会長賞作品の巨大パネルでの紹介があり、租税教室と絵はがきコンクール事業への取り組みが全国に拡大し、その内容がますます充実していることを感じる大会となりました。



長久元署長講演会

4月26日(金)、ベイタウン尾道組合会館において、元尾道税務署長で現在は国税庁官房総務課課長補佐の長久善彦氏をお迎えして「これまでを振り返り、これからを考える」の演題で講演会を開催しました。

講師より、『昨年7月の豪雨災害でバタバタの時に尾道を去ることとなりましたが、その後も3度ほど尾道を訪れ、第二の故郷と思っています。講演のお話を頂いたときは、税の現場を見て廻り、今どのような税の仕事をしているのかをお話しようかと思っておりましたところ、先月、手塚会長からご連絡を頂き「税や財政の話は全く知らない。聞き飽きた。尾道の人は耳が肥えているので眠くならない話をしてほしい。聞きたいことは、あなたがどう育ち、どのような想いで過ごしてきたか。これから財務省の官僚としてどういった仕事をしていきたいのか!!」と厳しいオーダーがあり緊張しています』と話され、神戸市長田区での幼少期や小学1年生時の阪神淡路大震災での経験、その中で芽生えた「人の為に働きたい」という思いを、当時の自身の作文やエピソードを交えて話されました。

東京大学入学後に財務省の先輩から「これからの世の中は役所の時代ではなく、民間が引張っていく時代と言われるが、そんなことはない。役所がしっかり担わなければならない役割があつて、自分はこの国の為になりたいと戦っている。財務省は事業官庁を背負っているわけではなく、特定の業界の為に働いているわけでもない。財政というのは今の借金は将来の誰かが返すこととなるので将来世代にも責任を負った仕事をしている」といわれ、考え方も変化し、役所もいいと考えるようになったとのことでした。

当時の財務省への志望動機に「今後、少子化・経済成長の鈍化で訪れる、国民に対して痛みを伴う選択を迫られる、この課題に正面から取り組みたい」との思いを

持ち入省され、東日本大震災の被災地や消費税の8%から10%への延期の現場で働き、税制の限界や政治家の判断と官僚の在り方を改めて深く考えられたそうです。

これから先やりたいことについて、財政の本来持つ機能である、皆から集めたお金で社会的課題を解決していく。この国を豊かに、国民を幸せにしていけるポジティブな面をもっと主張していきたいと語られ、目の前の仕事に精一杯取り組んで行きたいと閉められました。税務署長という形で、尾道と縁を持った志高い若者が国の中枢で働く話を聞き、聴衆が笑顔となる講演会となりました。



税の
コーナー

消費税の仕入税額控除の要件が変わります！

消費税の基本的な仕組み

「消費税」は、消費一般に広く公平に負担を求める間接税で、最終的には商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者等が負担し、事業者が申告・納付します。事業者は、消費者等から受け取った消費税等（売上税額）と、商品などの仕入れ（経費）の時に支払った消費税等（仕入税額）との差額を納税することになります。



※納付税額（50 円）＝売上税額（140 円）－仕入税額（90 円）

●酒類・外食を除く飲食料品

●週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式の実施スケジュール

軽減税率制度の実施後、消費税の仕入税額控除の適用を受けるために保存が必要となる帳簿及び請求書等が変わります。適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）までの実施スケジュールを確認し、具体的な準備を検討しましょう。

	(～令和元年9月) 請求書等保存方式	(令和元年10月～) 区分記載請求書等保存方式	(令和5年10月～) 適格請求書等保存方式																																																															
税率	8.0% (消費税率 6.3%、地方消費税率 1.7%)	○ 標準税率 10.0% (消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%) ○ 軽減税率 8.0% (消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%)																																																																
仕入税額控除の要件	帳簿及び請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	帳簿及び区分記載請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可 交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等の保存でも仕入税額控除可	帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置 令和5年10月～令和8年9月 80%控除可 令和8年10月～令和11年9月 50%控除可																																																															
帳簿の記載事項	<table><tr><th colspan="5">総勘定元帳 (仕入れ) 株式会社〇〇</th></tr><tr><th>月</th><th>日</th><th>摘要</th><th>借方</th><th>貸方</th></tr><tr><td>9</td><td>2</td><td>(株)△△ 雑貨及食料品</td><td>43,200</td><td></td></tr></table> ①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②課税仕入れを行った年月日 ③課税仕入れに係る内容 ④課税仕入れに係る支払対価の額	総勘定元帳 (仕入れ) 株式会社〇〇					月	日	摘要	借方	貸方	9	2	(株)△△ 雑貨及食料品	43,200		<table><tr><th colspan="6">総勘定元帳 (仕入れ) 株式会社〇〇</th></tr><tr><th>月</th><th>日</th><th>摘要</th><th>税区分</th><th>借方</th><th>貸方</th></tr><tr><td>11</td><td>2</td><td>(株)△△ 雑貨</td><td>10%</td><td>22,000</td><td></td></tr><tr><td>11</td><td>2</td><td>(株)△△ 食料品</td><td>8%</td><td>21,600</td><td></td></tr></table> 左記に加え、 「軽減対象資産の譲渡等である旨」 を記載します。	総勘定元帳 (仕入れ) 株式会社〇〇						月	日	摘要	税区分	借方	貸方	11	2	(株)△△ 雑貨	10%	22,000		11	2	(株)△△ 食料品	8%	21,600		<table><tr><th colspan="6">総勘定元帳 (仕入れ) 株式会社〇〇</th></tr><tr><th>月</th><th>日</th><th>摘要</th><th>税区分</th><th>借方</th><th>貸方</th></tr><tr><td>11</td><td>2</td><td>(株)△△ 雑貨</td><td>10%</td><td>22,000</td><td></td></tr><tr><td>11</td><td>2</td><td>(株)△△ 食料品</td><td>8%</td><td>21,600</td><td></td></tr></table> 区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。	総勘定元帳 (仕入れ) 株式会社〇〇						月	日	摘要	税区分	借方	貸方	11	2	(株)△△ 雑貨	10%	22,000		11	2	(株)△△ 食料品	8%	21,600	
総勘定元帳 (仕入れ) 株式会社〇〇																																																																		
月	日	摘要	借方	貸方																																																														
9	2	(株)△△ 雑貨及食料品	43,200																																																															
総勘定元帳 (仕入れ) 株式会社〇〇																																																																		
月	日	摘要	税区分	借方	貸方																																																													
11	2	(株)△△ 雑貨	10%	22,000																																																														
11	2	(株)△△ 食料品	8%	21,600																																																														
総勘定元帳 (仕入れ) 株式会社〇〇																																																																		
月	日	摘要	税区分	借方	貸方																																																													
11	2	(株)△△ 雑貨	10%	22,000																																																														
11	2	(株)△△ 食料品	8%	21,600																																																														
請求書等の記載事項と交付義務	<table><tr><th colspan="2">請求書</th></tr><tr><td colspan="2">(株)〇〇御中 ××年9月2日</td></tr><tr><td>割り箸</td><td>540 円</td></tr><tr><td>牛肉</td><td>5,400 円</td></tr><tr><td>合計</td><td>43,200 円</td></tr><tr><td colspan="2">(株)△△</td></tr></table> ①書類の作成者の氏名又は名称 ②資産の譲渡等の年月日 ③課税資産の譲渡等に係る内容 ④課税資産の譲渡等の対価の額 (税込み) ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	請求書		(株)〇〇御中 ××年9月2日		割り箸	540 円	牛肉	5,400 円	合計	43,200 円	(株)△△		<table><tr><th colspan="2">請求書</th></tr><tr><td colspan="2">(株)〇〇御中 ××年11月2日</td></tr><tr><td>割り箸</td><td>550 円</td></tr><tr><td>牛肉</td><td>※ ⑥ 5,400 円</td></tr><tr><td>合計</td><td>43,600 円</td></tr><tr><td>⑦ (10%対象</td><td>22,000 円)</td></tr><tr><td>(8%対象</td><td>21,600 円)</td></tr><tr><td colspan="2">※は軽減税率対象品目 ⑥ (株)△△</td></tr></table> 区分記載請求書等の記載事項は、左記に加え、以下の内容を記載します。 ⑥軽減対象資産の譲渡等である旨 ⑦税率ごとに合計した対価の額(税込み)	請求書		(株)〇〇御中 ××年11月2日		割り箸	550 円	牛肉	※ ⑥ 5,400 円	合計	43,600 円	⑦ (10%対象	22,000 円)	(8%対象	21,600 円)	※は軽減税率対象品目 ⑥ (株)△△		<table><tr><th colspan="2">請求書</th></tr><tr><td colspan="2">(株)〇〇御中 ××年11月2日</td></tr><tr><td>割り箸</td><td>550 円</td></tr><tr><td>牛肉</td><td>※ 5,400 円</td></tr><tr><td>合計</td><td>43,600 円</td></tr><tr><td>⑨ (10%対象</td><td>22,000 円 (消費税 2,000 円)</td></tr><tr><td>(8%対象</td><td>21,600 円 (消費税 1,600 円)</td></tr><tr><td colspan="2">※は軽減税率対象品目</td></tr><tr><td>⑧ 登録番号</td><td>T1234567890123 (株)△△</td></tr></table> 適格請求書等の記載事項は、左記に加え、以下の内容を記載します。 ⑧登録番号 ⑨税率ごとの消費税額等及び適用税率 ※⑦は税込み又は税抜き 適格請求書等の交付義務あり ※免税事業者は適格請求書の発行不可	請求書		(株)〇〇御中 ××年11月2日		割り箸	550 円	牛肉	※ 5,400 円	合計	43,600 円	⑨ (10%対象	22,000 円 (消費税 2,000 円)	(8%対象	21,600 円 (消費税 1,600 円)	※は軽減税率対象品目		⑧ 登録番号	T1234567890123 (株)△△																	
請求書																																																																		
(株)〇〇御中 ××年9月2日																																																																		
割り箸	540 円																																																																	
牛肉	5,400 円																																																																	
合計	43,200 円																																																																	
(株)△△																																																																		
請求書																																																																		
(株)〇〇御中 ××年11月2日																																																																		
割り箸	550 円																																																																	
牛肉	※ ⑥ 5,400 円																																																																	
合計	43,600 円																																																																	
⑦ (10%対象	22,000 円)																																																																	
(8%対象	21,600 円)																																																																	
※は軽減税率対象品目 ⑥ (株)△△																																																																		
請求書																																																																		
(株)〇〇御中 ××年11月2日																																																																		
割り箸	550 円																																																																	
牛肉	※ 5,400 円																																																																	
合計	43,600 円																																																																	
⑨ (10%対象	22,000 円 (消費税 2,000 円)																																																																	
(8%対象	21,600 円 (消費税 1,600 円)																																																																	
※は軽減税率対象品目																																																																		
⑧ 登録番号	T1234567890123 (株)△△																																																																	

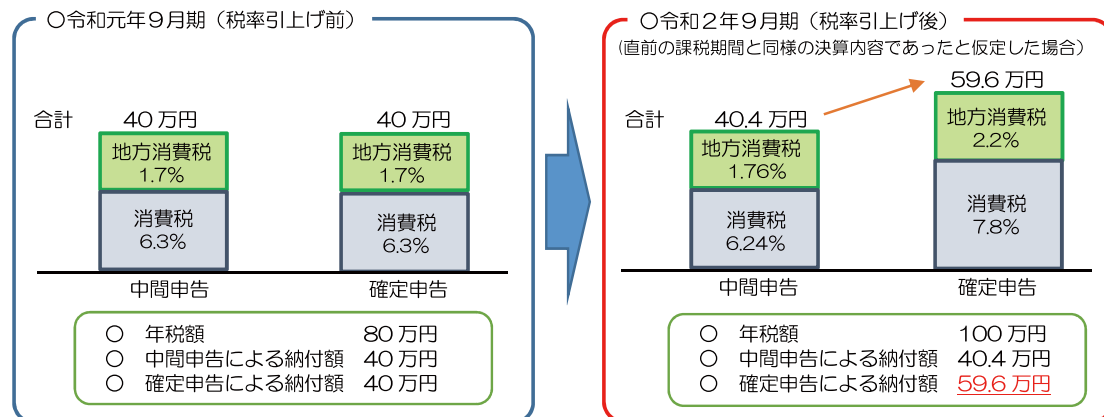
〈令和元年7月〉 広島国税局

税率引上げ直後の確定申告時の納付における注意事項

消費税率の引上げにより消費税額（年税額）は新税率（標準税率 10%、軽減税率 8%）で計算されますが、税率引上げ直後の課税期間における中間申告額は旧税率 8% で計算されるため、確定申告においては、新税率により計算された消費税額（年税額）と、旧税率により計算された中間申告額との差額を納付することになります。

このため、税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。

【申告・納付のイメージ（軽減税率は考慮していません。）】



確定申告時に納付額が増加しますので、計画的な納税資金のご準備をお願いします。

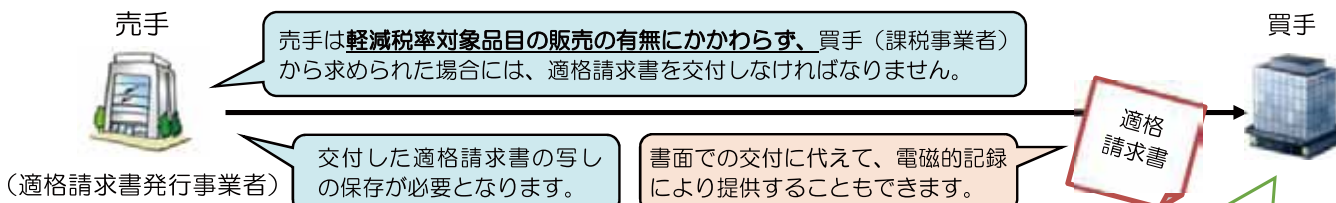


適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

令和5年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施されます。

適格請求書を交付できるのは、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）に限られます。

※「適格請求書発行事業者」の登録申請の受付は、令和3年10月1日から開始されます。



POINT

適格請求書として必要な事項が記載された書類（請求書、納品書、領収書、レシート等）であれば、名称を問わず、適格請求書に該当します。

仕入税額控除の適用を受けるには、「帳簿」及び「適格請求書」等の請求書等の保存が必要です。

POINT

適格請求書等の記載事項である消費税額等は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理となります。

※ 個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

インボイス制度の実施後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなります。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。
【フリーダイヤル】 0120-205-553 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



軽減税率制度に関する情報は、以下のキーワードで検索！

国税庁 軽減税率

又は

広島国税局 軽減税率

検索

最新の軽減税率制度説明会の開催日程は、こちらから





CASHLESS

日本どこでも
このマークのお店なら
キャッシュレスで
最大5%還元

キャッシュレス・消費者還元事業

消費者還元期間:2019年10月~2020年6月

ポイント還元制度とは

お近くの対象店舗でクレジットカード／デビットカード・電子マネー・QRコード等を使って代金を払うとポイント還元が受けられる制度です。

(原則として、購買金額の5%、フランチャイズチェーン傘下の中小・小規模店舗等では2%を還元)

ポイント還元の
対象店舗は
このマークが
目印です!



このマークのお店なら
対象キャッシュレス手段※で
お支払いいただくと

※対象キャッシュレス手段は店舗によって異なります。

5%
or
2%
還元



よくあるご質問



Q

どのお店で買った場合に
ポイントがもらえますか?

A

この制度に登録された中小・小規模店舗での買い物が対象です。対象店舗には、本制度のロゴ入りポスターが貼られ、また、ホームページでも対象店舗を公表します。

Q

クレジットカードがないと
ポイントはもらえませんか?

A

クレジットカードだけでなく、各種の電子マネーやスマホでのQRコード決済等様々な決済手段を対象としています。



Q

持っているカードが
対象なのかはどうやって
確認すればいいですか?

A

お持ちのカードが本制度に登録されているかは、ホームページ上でご確認ください。カードを発行している決済事業者へお問合せください。

※ID・パスワード等の個人情報の取扱いにはご注意ください!! 口座番号を電話でお聞きすることはありません。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

RF PAYMENTS
JAPAN



中小・小規模事業者向け

中小・小規模事業者の皆様の キャッシュレス導入を支援します！

《キャッシュレス・消費者還元事業》

実施期間 2019年10月1日～2020年6月30日

本制度の概要

- ✓ 10月1日以降、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方にはポイント還元等を実施。
- ✓ 対象店舗への、キャッシュレス決済の導入を支援。

本制度のメリット

メリット 1 今なら端末導入のご負担なし！

端末本体と設置費用などが無料。

軽減税率対策補助金対象の端末支援についても比較・検討ください！

メリット 2 期間中の決済手数料は実質2.17%以下！

期間後の手数料の扱いは事前に開示。

メリット 3 消費者還元で集客力UP！

5%又は2%還元。

▶ キャッシュレスのメリットをもっと知りたい方はこちらをチェック！

<https://youtu.be/liqijj7zfQ0>



事業者目録で
メリットを紹介！

主な対象決済手段の特徴

本制度では、電子的に繰り返し利用できる決済手段が対象となります。

クレジットカード／デビットカード

- クレジットカード／デビットカードを利用している消費者に対応
- 国際ブランド(VISA、master、JCB等)に対応

電子マネー

- 高齢者や不慣れな消費者も安心して利用可能
(信用審査なくカードを作成可能。チャージも簡単)

QRコード

- 端末不要、手数料が安い等低コストで、準備も簡単
- 消費者はスマートフォンで決済

モバイル決済

- 複数の決済手段をまとめて簡単に導入可能
- 端末等もコンパクトでスペースいらず



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

PAYMENTS
JAPAN

社長に聞く

Vol.142



「きれい」を管理する

(有)ファインテック

社長 村上 泰史さん

今回は尾道法人会向島支部長を務めていただく村上さんを訪ねました。昭和39年のお生まれで現在55歳です。家族は奥様と、長男夫婦、孫2人と外部にお勤めの長女の7人家族です。長男と一緒に会社経営にあたられています。尾道北高を卒業され東京で大学生活を送り、そのまま関東でシャッター業界大手の文化シャッター(株)に就職されています。2年余り後にご尊父が病気がちになり、帰省され会社を手伝うようになられたそうです。平成8年にお父様が68歳で、同じ年にお母さまが64歳という若さで続けて他界されています。

仕事は「きれい」を管理すると掲げておられるように、ビル管理全般で、清掃などによる環境衛生管理、空気環境測定、給水、排水等の水質維持・管理と検査など多岐にわたっています。電気・消防施設等の保守点検、管理業務も行います。各種法令の遵守はもとより、法令に対応するために多くの資格の取得が必要となっており、社会生活における基本的なインフラの整備を担っている業種といえると思います。社是として「誠実、努力、奉仕」を掲げておられます。ビル、事務所、工場、病院から一般家庭のハウスクリーニングにいたるまで豊富な経験と確かなスキルで清潔で快適な空間を提供されています。

「安心・快適な環境」を届ける

設備のトラブル等突発的な事故による緊急の呼び出しに対応することも多くあるようです。水、電気等のライフラインを管理されているために24時間体制で対応する必要があります。そのための人員の確保とコストアップには苦労されているようです。ビルメンテナンスの主要業務は「清掃・設備管理・警備」と言われているようですが、ビル管理業界はサービスマンでの差別化が図りにくい中で、いかにお客様のニーズに応え、建物に合う管理プランを提案し、お客様の資産価値を維持、高めていくかが求められているそうです。快適さを保ちながらも省エネルギーを実践できる環境づくりを提案できるように心がけています。昨今の人手不足には皆さんと同様に大変困っておられます。全国レベルでは人材難から新規の受注を見送らざるを得ないといったケースまで発生しているそうです。業界全体としてもコストアップに直面しながらも人材確保のためには正規雇用への移行、各種保険等はもちろん福利厚生の実施、資格取得の支援などをすすめる、人材の確保、定着に努力されているそうです。

「大病からの復帰」

5年前に椎骨動脈解離と診断され、幸いにも発見が早く一命を取りとめる

という大きな試練を経験されました。数年の療養を経てほぼ回復されたそうです。小・中学校時代は野球と水泳、高校時代は陸上部の中・長距離の選手として活躍されたそうで、体力には人並以上に自信があったそうです。若くしての突然の病魔と闘病生活によってこれからの会社や家族の将来を改めて考えなおす良い機会になったそうです。人生を今一度見直すチャンスとなり、それまで以上に会社や家族に対するご自身の責任の重さを改めて実感することになったようです。療養も終わりが3年前から四国のお遍路の巡礼を始めておられます。1200年前の「お大師様の軌跡」を巡り、自然や動物の美しさ、命の尊さを肌で感じる四国お遍路は2015年に尾道水道と尾道市帯が認定されたと同時に日本遺産に認定され、より一層多くの人が巡礼されるようになっていっています。人が自然の中で生かされているという実感を持ち、生きる喜びを再認識できる旅に感動を得ることが多いそうです。温泉が大好きで、時間が取れば家族や友人の皆さんと温泉を巡り英気を養い、リフレッシュされているそうです。大病を乗り越え、家族との時間や自分の時間を大切にされている様子が伺えました。

最初から最後まで爽やかな笑顔が印象に残った村上社長でした。

(吉田大造)

新役員での署長訪問

6月7日(金)、先般の第8回総会で新たに会長に就任した高橋宏明氏をはじめとする新役員で松浦税務署長にご挨拶に伺いました。

松浦署長より「尾道法人会の様々な活動に参加もさせていただき役員、会員の皆さんの行動力に何時も感心しています。新たな役員でもますます活動されることを期待します」と激励を受け、高橋会長からも「税務署との良い関係を築くことで、法人会の事業の質も向上すると思います。今後ともよろしく願います」と答え、生口・因島・世羅などの各支部の活動について意見交換を行いました。



女性部会 8月例会

8月22日(木)、尾道商工会議所会議室において女性部会の8月例会が開催されました。

この度の例会では、現在、NPO法人工房おのみち帆布に国際協力機構JICAからの研修生として働いているアルゼンチン人で日系3世の藤沼アンドレア・和奈さんをお招きしてお話を伺いました。

藤沼さんの日本の繊維デザインや縫製技術を学ぼうという姿勢や、仕事以外での着付けや茶道への興味など日本文化を理解、習得しようという気持ち、話の端々から感じられました。また、部会員から生活していく中で母国と違うと感じるところや、毎日の食事について質問があり打ち解けた雰囲気となりました。



青年部会 財政教育活動

一昨年、長久元署長が美木原小学校で行い、昨年度より青年部会の事業として実施している財政教育を本年も実施するべく準備を進めています。

6月に校長会に伺い、平素の租税教室に対するご協力に對しての御礼と財政教育への参加のお願いをしてきました。協議の末、本年度は尾道市立三幸小学校で実施することとなり早速、青年部会メンバーで学校との打ち合せを行いました。

学校に伺い直接意見交換することで、外からでは解らない学校の取り組みや地域性が解り、実際に児童が行う「三幸村」の予算づくりに生かせる話が出来ました。小学校の前をしまなみ海道のサイクリングロードが通っていることから、児童が国内外のサイクリングロードにアンケートを取っていると聞き、観光政策や道路施策にどんな意見が出て来るのか、これからが楽しみな今年度の財政教育です。



世羅郡支部講演会

6月8日(土)、甲山自治センターにおいて、世羅郡支部では初の試みの一般の皆様を対象とした講演会を開催しました。この講演会は坂上世羅郡支部長の「年に一度でも世羅の皆さんに著名な方の講演会を聞いてもらいたい」との思いで実現しました。

講演会は2部構成で前段では松浦税務署長による講演会があり、第2部として、おおいた観光大使の矢野大和氏をお招きしての「笑って元気〜日本人の底力〜」と題しての口演会(矢野氏は自らの講演会を口で演じる口演会と表記しています)が行われました。

1時間半の講演でしたが、最初から最後まで、楽しいながらも、ためになる話で、まさに「笑って元気」になりました。世界の人々から尊敬される我々日本人の、当たり前の行動にある、他者を思いやる心や自然と共生していく心の在り方を、まさに口演いただきました。



生口支部

サンセットビーチ清掃活動

生口支部では7月7日(日)午前8時45分からリフレッシュ瀬戸内統一行動への協力として、瀬戸田サンセットビーチにて清掃活動に参加しました。

生口島島内の各団体・小中学生など総勢1100名を超える人数で行われる三斎清掃活動ですが、本事業実施に当たっては尾道法人会として、参加者の皆様へタオルを提供しており、今年も多くの皆様からお礼の言葉をいただきました。

支部役員の声掛けを中心に集まった13名の会員のご協力と併せまして大変意義深い活動になったと感じております。



世羅郡支部

会員親睦事業 梨狩り

9月1日(日)、秋雨前線の影響で、朝から雨が降る中28社131名の参加を得ての開催となりました。今年も昨年に続き、世羅大豊農園のご協力を得て、会員事業所の親睦事業としての梨狩りを実施しました。

4本の梨の木には約1000個の、ちょうど食べごろの幸水梨が実り、参加者1人当たり概ね10個程度を持ち帰ることができました。

梨狩りの後は、ビンゴゲームで大いに盛り上がりました。参加事業所から提供された景品は、自社商品など総数157個。参加者全員にさまざまな景品が行き渡り、参加された皆さんは雨の中でしたが楽しいひと時を過ごすことができました。



行事予定

月	日	曜日	行 事 名	場 所
10月	2	水	第3回 理事会	グリーンヒルホテル尾道
	3	木	第36回 法人会全国大会(三重大会)	津市産業・スポーツセンター
	17	木	広島国税局長講演会	福山ニューキャッスルホテル
	21	月	生口支部税務研修会	しまなみ商工会瀬戸田支所
	25	金	向島支部税務研修会	しまなみ商工会
	29	火	御調支部税務研修会	尾道ふれあいの里
11月	3	日	第11回「税に関する絵はがきコンクール」表彰式	尾道商工会議所駐車場・1階ロビー
			第20回 楽市楽座	尾道商工会議所駐車場
	8	金	第33回 青年の集い(大分大会)	iichiko総合文化センター
	13	水	文化講演会	尾道しまなみ交流館
	21	木	中法連 福利厚生制度推進会議	ANAクラウンプラザホテル広島
	29	金	県法連 女性部会講演会	ANAクラウンプラザホテル広島

※令和元年9月11日現在の予定につき、日程等変更となる場合がございます。



因島支部総会

5月9日(木)、ホテルいんのしまで因島支部総会が開催されました。兼田支部長より「2月の講演会は開催直前に講師の都合で中止となり残念でしたが、本年度も講演会、支部旅行と企画しています。多くの会員の参加を期待しています」と挨拶があり、松浦税務署長による「税のよもやま話」と題した講演会の後、約40名の参加者で懇親を深めました。

因島支部では、会員拡大や支部事業の検討のための役員会、研修親睦旅行や経済講演会の実施など多彩な事業を行っています。

編集後記

今年度から広報委員会に所属しております「タカハシ自動車サービスの高橋武也」と申します。初めて編集後記を担当させていただきます。何を書こうかと考えていたのですが、自己紹介を兼ねて自分のことを書かせていただくことにしました。

今年44才になりましたが、40才になった時に実践し始めたのが「早起き」です。いつもそんなに遅く起きる方ではありませんでしたが、40才とともに「5時」に起きることにしました。今はもう少し早めて「4時30分」に起きています。これは、休みの日も例外にしています。

早起きして良かったのは、とにかく仕事はかどることです。電話も鳴りませんし、急な来客もありません。新聞をゆつくり読み、メールチェックし、請求書や見積もりを作成してもまだ7時です。

一日の車両入庫やレンタカーの貸し出しをチェックしてそれらの準備。7時30分を過ぎるころになると、そろそろ車検や修理の引き取りが可能なお客様が出てくるので可能な限り早く取りに行きます。

当社始業時間の8時30分には半日分の仕事を終わらせたような気持ちで「今日もいいスタートが切れた」と自己満足に浸ります。

ただ1点難点なのが、就寝時間も異常に早くなったことです。夜の付き合いが無い日は、22時には寝ます。日曜日は21時に寝ることもありますし、ここ数年は大晦日の年越しも睡眠中でした(笑)ということ、夜にはめっぽう弱く付き合いが悪い私ですが、よろしく願いたします。

パソコン スマホ から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

👍 税務署に行く手間がかかりません！

👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外の利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告



確定申告書等作成コーナーの
利用率

利用率

2人に1人以上が利用

確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答

STEP

2

申告書を作成

👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダーライター または マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



一部の端末のみ

(注) マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、裏面をご参照ください。

IDとパスワードで送信

重要書類	
本人用	ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW
本人用	(見本)
本人用	ID・パスワード方式に対応した ID・パスワード↓
本人用	1111 1111 1111 1111
本人用	届出番号 a12345678

ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。

